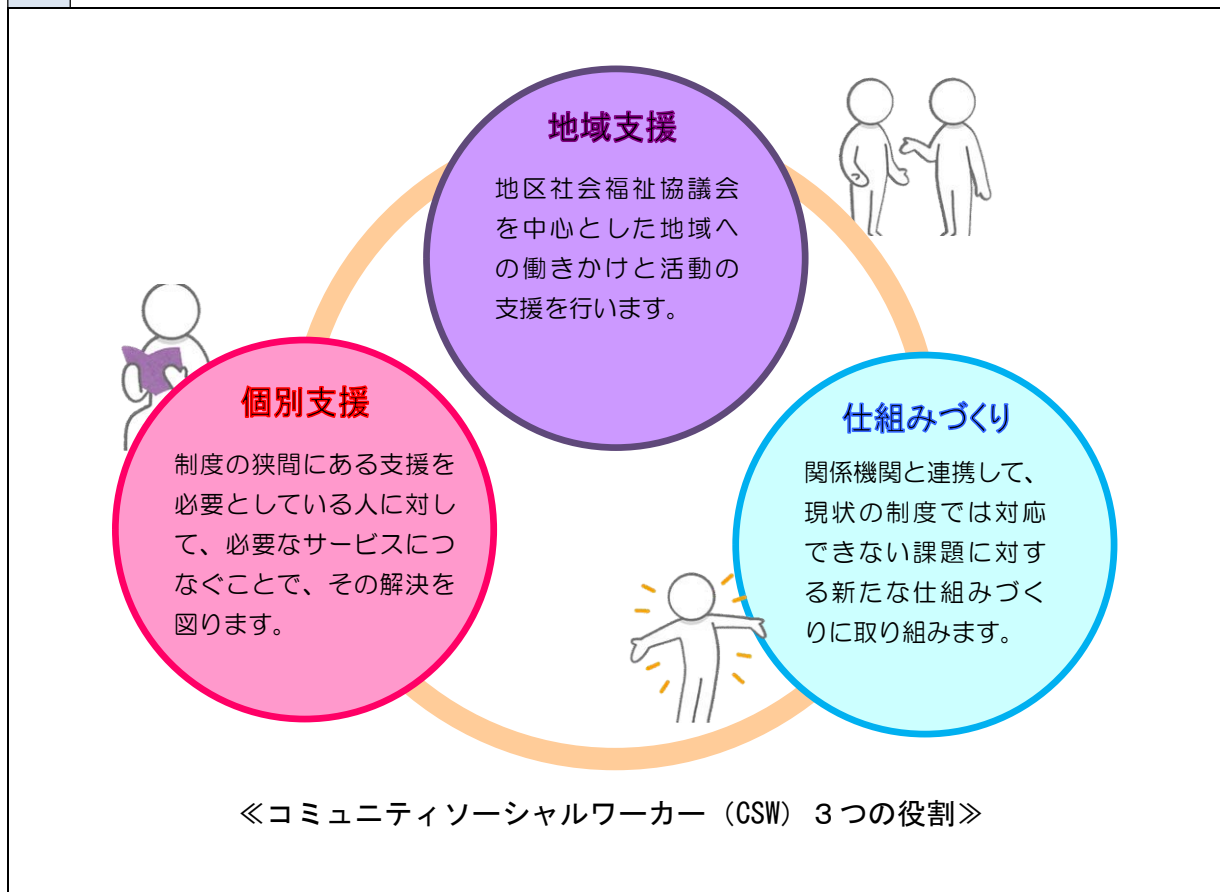


〈拡充〉コミュニティソーシャルワーカー配置支援事業	健康福祉部福祉総務課 電話: 457-2326
---------------------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	95,191	10,000	0	60,000	25,191

目的	市社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業に対して負担金を交付し、地区社協の活動支援や多機関との連携による包括的支援により、地域の様々な福祉課題を解決につなげる体制を構築する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や各種福祉施策の制度の狭間にある人への支援が地域社会の大きな課題となっている。 ・ 要支援者に関する新規相談件数 H30 : 544 件 (H29 : 496 件、48 件増)。
事業内容	<p>CSW を 2 人増員し、計 14 人の配置を支援することで次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関との協働による包括的支援体制の構築 ・ 各種福祉施策の制度の狭間にある要支援者への対応 ・ 要支援者に対する見守り・発見・つながりのネットワークづくり ・ 地区社協を中心とした地域への働きかけと活動支援 ・ 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり



福祉交流センター大規模改修事業

健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	59,839	0	0	59,839	0

※関連課 財務部公共建築課 (電話: 457-2461)

※福祉施設運営事業 施設整備事業 70,663 千円の一部

目的	福祉政策の拠点である福祉交流センターを長期的に活用するため、休館による利用者への影響を最小限に留めたいうえで、将来的に必要な改修工事を一括実施する。																								
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開館から 35 年が経過し、改修工事が必要な時期を迎えているため、短中期修繕計画に基づき、平成 28 年度より改修工事に着手したが、想定を超えた騒音や停電等があり、貸館業務へ及ぼす影響が大きいことが判明した。 ・ 市民音楽ホール開館までは、代替施設が不足しており休館できないため、施設利用者への影響が想定される改修工事は、令和 3 年 7 月以降一括実施する計画へ見直した。 																								
事業内容	<p>福祉交流センター大規模改修工事</p> <p>1 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化大規模改修工事、駐車場整備工事及び仮設事務所の設置 ・ ホール吊り天井落下防止対策工事 ・ 工事完了後 10 年は再度長期休館しないことを前提に改修工事を実施 ・ 築後 40 年を目途とした長寿命化大規模改修工事も併せて一括して実施 <p>2 スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>実施設計</td> <td>12 月 ←</td> <td>→ 9 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事</td> <td></td> <td>3 月 ←</td> <td>→ 7 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>休館</td> <td></td> <td></td> <td>7 月 ←</td> <td>→ 7 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 4 年 8 月 福祉交流センター供用開始予定</p> <p>3 債務負担行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事 項 福祉交流センター大規模改修事業費 ・ 期 間 令和 2 年度から令和 4 年度まで ・ 限度額 2,704,787 千円 		区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	1	実施設計	12 月 ←	→ 9 月			2	工事		3 月 ←	→ 7 月		3	休館			7 月 ←	→ 7 月
	区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																				
1	実施設計	12 月 ←	→ 9 月																						
2	工事		3 月 ←	→ 7 月																					
3	休館			7 月 ←	→ 7 月																				



【福祉交流センター】

障害者・障害児自立支援給付事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2863

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	18,362,742	13,410,952	0	0	4,951,790

目的

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある人が能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等にかかる給付を行う。

背景

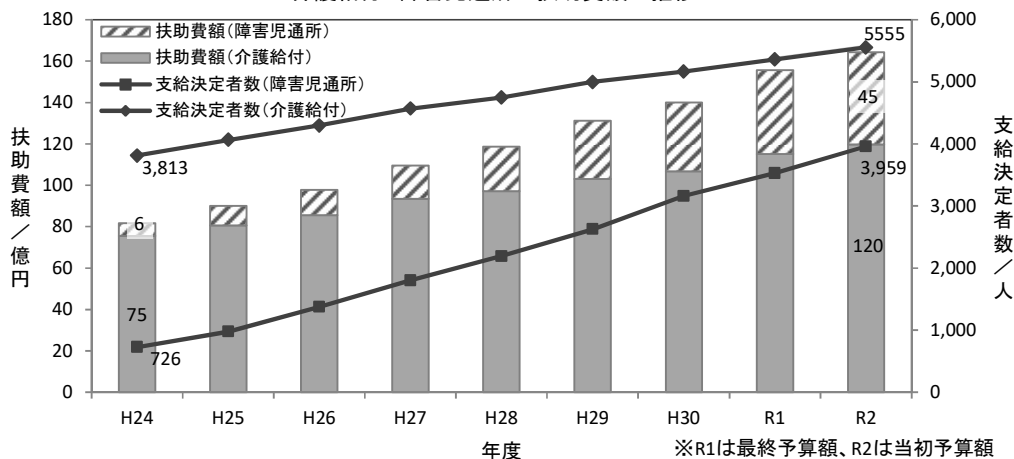
- ・障がいのある人が地域で生活していくために、在宅生活を支援するサービスの需要増加が見込まれる。
- ・「親なき後」を見据えて、グループホーム等の生活の場の充実が必要となっている。

(単位：千円)

事業内容

区分	事業内容	予算	
障害者	介護給付等事業	居宅介護や自立訓練などの障害福祉サービスの提供	11,880,554
	自立支援医療事業	更生医療、精神通院医療費に対する助成	1,807,130
	補装具費支給事業	補装具の購入又は修理費用の支給	77,574
	小計		13,765,258
障害児	障害児通所支援事業	障害児通所支援サービスの提供	4,463,218
	介護給付等事業	居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスの提供	107,173
	補装具費支給事業	補装具の購入又は修理費用の支給	27,093
	小計		4,597,484
合計		18,362,742	

介護給付と障害児通所の扶助費額の推移



障がい者相談支援事業所の再編

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2860

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	168,890	76,287	0	0	92,603

※障害者地域生活支援事業 相談支援事業 218,934 千円の一部

目的	障がいのある人の自立した日常生活を支援するため、相談支援事業所を再編し、相談支援体制を強化する。
背景	障がいの重複化や障がいのある人や家族の高齢化などにより、相談内容が多様化・困難化する中、障がい者相談支援事業所には、各障害種別に対応可能な人材の配置や訪問相談を主体とした支援が必要となっている。
事業内容	障がい者相談支援事業所の運営（再編時期 令和2年4月1日） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの担当圏域との整合性を図りながら、現在の15か所のうち発達医療総合福祉センターの相談機能であるシグナルを除く14か所を5か所に再編 ・相談員を集約（1事業所4人～7人）して配置することで、障がい種別に応じた相談や訪問相談の実施体制を整備

再編後の障がい者相談支援事業所

No.	名称	相談 圏域	受託者	開設場所	相談員
1	浜松市中障がい者 相談支援センター	中区	浜松市中障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (福)聖隷福祉事業団、(福)小羊学園 (特非)遠州精神福祉をすすめる市民の会	和合せいれいの里内 (和合町)	7人
2	浜松市東障がい者 相談支援センター	東区	浜松市東障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (医社)至空会、(福)天竜厚生会	東区役所 2階	4人
3	浜松市西・南障がい者 相談支援センター	西区 南区	浜松市西・南障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (医)好生会、(福)ひかりの園、 (福)復泉会、(福)和光会	西区役所 3階	6人
4	浜松市北障がい者 相談支援センター	北区	浜松市北障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (福)小羊学園、(福)聖隷福祉事業団	北区役所 3階	4人
5	浜松市浜北・天竜障がい 者相談支援センター	浜北区 天竜区	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援 センター共同運営協議会 【構成法人】 (福)天竜厚生会、(福)みどりの樹	浜北保健センター 1階	4人
-	障がい者相談支援事業所 「シグナル」		(福)浜松市社会福祉事業団	浜松市発達医療総合 福祉センター内	4人

〈新規〉精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話：457-2213

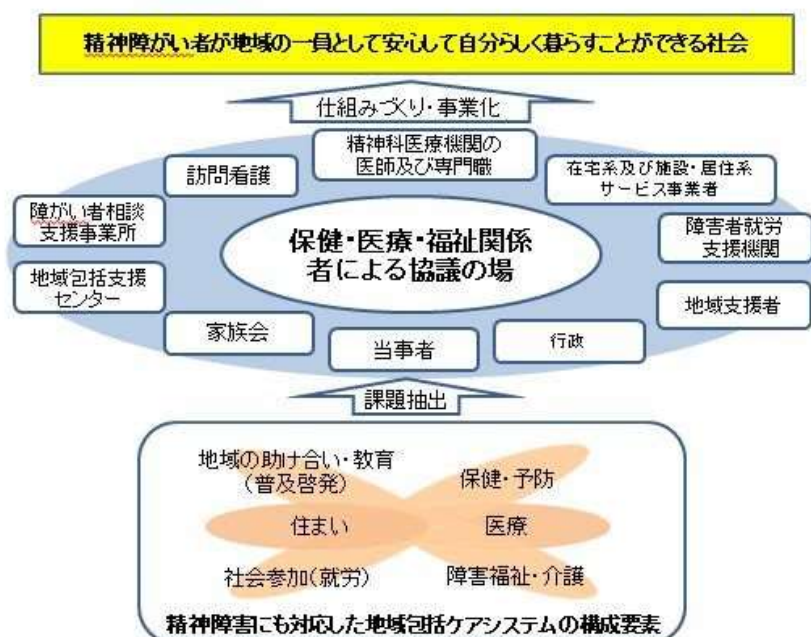
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	636	316	0	0	320

※こころの健康づくり推進事業 2,243 千円の一部

目的	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まいなど、包括的に地域で支える仕組みを構築する。								
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院の入院患者のうち退院可能な人の一部について、住まいの確保や、在宅サービスなど地域における支援体制がないことから、退院が困難になっている。 ・精神障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組みの推進が必要である。 								
事業内容	<p>長期入院者の退院促進の取組みに加えて、精神障がいのある人に対する差別や偏見をなくすための普及啓発など、包括的に地域で支える体制づくりを目指す。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健・医療・福祉関係者による協議の場</td> <td>地域における課題の共有、目標設定、工程表・手段の承認、事業全体の評価・見直しについて協議</td> </tr> <tr> <td>専門部会</td> <td>地域における課題について、調査等を行い、解決に向けた対策や仕組みを検討</td> </tr> <tr> <td>地域移行関係職員研修</td> <td>精神障がいのある人の地域移行支援に従事する医療機関や地域援助事業者等に対する研修</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容	概要	保健・医療・福祉関係者による協議の場	地域における課題の共有、目標設定、工程表・手段の承認、事業全体の評価・見直しについて協議	専門部会	地域における課題について、調査等を行い、解決に向けた対策や仕組みを検討	地域移行関係職員研修	精神障がいのある人の地域移行支援に従事する医療機関や地域援助事業者等に対する研修
事業内容	概要								
保健・医療・福祉関係者による協議の場	地域における課題の共有、目標設定、工程表・手段の承認、事業全体の評価・見直しについて協議								
専門部会	地域における課題について、調査等を行い、解決に向けた対策や仕組みを検討								
地域移行関係職員研修	精神障がいのある人の地域移行支援に従事する医療機関や地域援助事業者等に対する研修								

精神障がい者を包括的に地域で支える仕組みづくりのイメージ



障害児通所支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2863

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	4,463,218	3,339,820	0	0	1,123,398

目的	児童福祉法に基づき、施設への通所等にかかる費用を支給することで、障がい児の福祉を増進する。						
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対する早期療育が重要であり、各々の特性に合わせた適切な療育や訓練を提供する通所支援サービスの需要が増加。 ・事業所数及び1日当たりの定員数の推移（各年度3月末時点）。 						
	区分		H28	H29	H30	R1	R2
			実績			見込	
	児童 発達支援	事業所数（箇所）	21	28	32	35	37
		定員（人）	369	460	490	520	540
放課後等 デイサービス	事業所数（箇所）	70	83	91	95	98	
	定員（人）	759	868	943	978	1,008	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援 1,272,252千円 発達に課題のある就学前の子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練、その他日常生活上の支援等を提供 2 放課後等デイサービス 2,866,892千円 就学中の障がいのある子どもに対する自立促進及び居場所づくりの推進のため、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供 3 保育所等訪問支援 13,271千円 支援対象となる障がいのある子どもが通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を実施 4 障害児相談支援等 310,803千円 通所サービス利用にあたり、必要となる障害児支援利用計画案を作成するとともに、定期的に障害児通所支援の利用状況を検証 						
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 児童発達支援</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2 放課後等デイサービス</p> </div> </div>							

〈拡充〉通学・通園等の移動支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2864

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	27,823	16,105	0	0	11,718

※障害児地域生活支援事業 障害児生活支援・社会支援事業 59,150千円の一部

目的	医療的ケア児及び重症心身障害児（以下、医療的ケア児等という）を育てる親の就労支援や療育の負担軽減を図るため、通学、通園及び通所時の移動を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児等が増加傾向にある。 ・他の障害と比較して、医療的ケア児等とその家族に対する支援環境の整備が遅れている。 ・障がい児を持つ保護者から通学、通園等に係る移動支援を求める声が出ている。
事業内容	<p>ヘルパーによる医療的ケア児等の移動支援</p> <p>1 移動支援の対象</p> <p>(1) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校等への通学、通園</p> <p>(2) 児童発達支援事業所への通所</p> <p>(3) 保育園や幼稚園と児童発達支援事業所との併行通園</p> <p>2 自己負担額</p> <p>原則1割負担（生活保護受給・市民税非課税世帯等は負担なし）</p> <p>3 利用上限時間</p> <p>25時間/月</p>



移動支援の様子

〈新規〉移動支援拡充に対応したヘルパー養成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2864

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	856	0	0	0	856

※障害児地域生活支援事業 障害児生活支援・社会支援事業 59,150千円の一部

目的	通学、通園等への移動支援事業の拡充に伴い、研修の実施及び受講料の助成により、移動支援従事者を養成する。
背景	令和2年度より医療的ケア児及び重症心身障害児の移動支援を実施するにあたり、従事者の人材不足が懸念されるため、ヘルパーを養成する必要がある。
事業内容	<p>1 移動支援従事者研修 456千円 移動支援従事者養成研修を実施</p> <p>(1) 研修日程 2日間(1日目 座学講義、2日目 演習)</p> <p>(2) 対象者 移動支援事業への従事を希望する者 ※認定研修修了者へ修了証を交付</p> <p>2 医療的ケア従事者研修 400千円 研修機関が実施する喀痰吸引等研修受講料の一部を支援</p> <p>(1) 喀痰吸引等研修の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号研修(不特定の対象者に口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養の全ての行為可) ・第2号研修(不特定の対象者に第1号研修のうち、いずれかの行為可) ・第3号研修(特定の対象者に、特定の行為可) <p>(2) 助成額 受講料実費(上限8万円/人)</p>



浜松市医療的ケア児等支援者養成研修(令和2年1月)の様子

〈拡充〉人工呼吸器用外部バッテリー更新助成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2864

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,353	1,755	0	0	1,598

※障害者地域生活支援事業 障害者日常生活用具費助成事業 180,705千円の一部、障害児地域生活支援事業 障害児日常生活用具費助成事業 23,648千円の一部の合計

目的	災害等による長期停電時においても、安心して生活を送ることができるよう、人工呼吸器を装着する障がい者や難病患者を対象に、耐用年数を経過した人工呼吸器用外部バッテリーの再助成を実施する。													
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、初回に限り人工呼吸器用外部バッテリーの購入費を助成しているが、年数を経過したバッテリーは稼働時間が極端に短くなり、長期停電時に使用できない恐れがある。 ・病状進行により緊急かつ新たに人工呼吸器の装着が必要な難病患者に対して、迅速に支援を行う必要がある。 													
事業内容		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象要件</td> <td>呼吸器機能障害者又は筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の身体障害者であって、在宅で人工呼吸器を使用している者 ※身体障害者手帳所持必須</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障害者で、在宅で人工呼吸器を使用している者 ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の難病患者で、在宅で人工呼吸器を使用している者 ※身体障害者手帳所持要件なし(厚生労働省提示の障害者総合支援法対象疾病が対象) </td> </tr> <tr> <td>耐用年数</td> <td>—</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>200,000円</td> <td>200,000円(再助成の場合は100,000円)</td> </tr> </tbody> </table>		現行	見直し後	対象要件	呼吸器機能障害者又は筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の身体障害者であって、在宅で人工呼吸器を使用している者 ※身体障害者手帳所持必須	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障害者で、在宅で人工呼吸器を使用している者 ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の難病患者で、在宅で人工呼吸器を使用している者 ※身体障害者手帳所持要件なし(厚生労働省提示の障害者総合支援法対象疾病が対象)	耐用年数	—	5年	限度額	200,000円	200,000円(再助成の場合は100,000円)
		現行	見直し後											
	対象要件	呼吸器機能障害者又は筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の身体障害者であって、在宅で人工呼吸器を使用している者 ※身体障害者手帳所持必須	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障害者で、在宅で人工呼吸器を使用している者 ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の難病患者で、在宅で人工呼吸器を使用している者 ※身体障害者手帳所持要件なし(厚生労働省提示の障害者総合支援法対象疾病が対象)											
	耐用年数	—	5年											
限度額	200,000円	200,000円(再助成の場合は100,000円)												
※本人負担額は、購入費または限度額の1割(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は負担なし)														



人工呼吸器用外部バッテリー



人工呼吸器を使用している様子

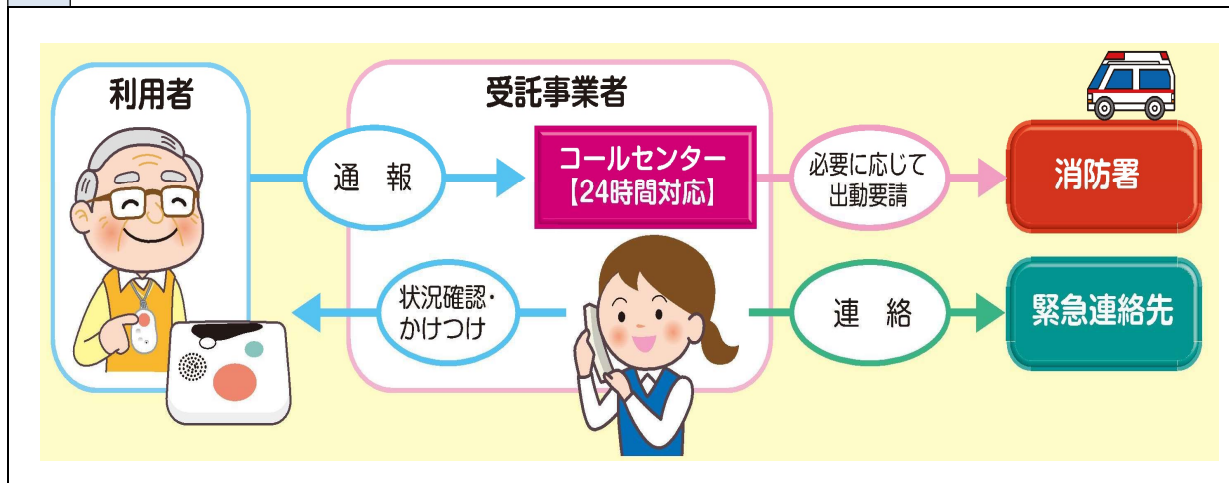
〈拡充〉高齢者緊急通報システム事業

健康福祉部高齢者福祉課
電話: 457-2789

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	29,167	0	0	1,730	27,437

目的	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時における連絡体制を確保することで不安を解消し、住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯は年々増加している。 ・同居家族がいる場合においても、心身の状況や家族の外出等により、家族が不在の時間帯は実質的にひとり暮らし高齢者と同じ状況となっている。
事業内容	<p>65歳以上で、疾病等により健康上の不安がある人のうち同居家族の不在により、1日の大半を高齢者のみで過ごす世帯を対象に追加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内容 持病等により、健康上の不安をもつ人等に緊急通報システム機器を貸与 2 対象者 次のいずれかに該当する人（令和2年度から下線部を拡充） <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らし世帯で、疾病等により健康上の不安がある人 (同居家族の不在等により、1日の大半を高齢者のみで過ごす世帯を含む) ・75歳以上のひとり暮らし世帯 (同居家族の不在等により、1日の大半を高齢者のみで過ごす世帯を含む) ・75歳以上の支援が必要な高齢者世帯 (同居家族の不在等により、1日の大半を高齢者のみで過ごす世帯を含む) 3 自己負担 1台につき月額1,030円（市民税非課税世帯は無料）







浜松こども館遊具等更新事業

こども家庭部次世代育成課
電話: 457-2795

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	161,600	0	0	161,600	0

※浜松こども館管理運営事業 287,041 千円の一部

目的	開館以来 18 年が経過した浜松こども館の遊具等を更新し、より安全で快適なサービスを提供する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・開館以来、館内遊具等の大規模な修繕やリニューアルは行わず、安心して利用できるような必要な補修を行ってきた。 ・生産中止となった部品も多く、従来の補修では対応困難な機材や設備が増加している。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内遊具の更新 故障または老朽化している遊具で、部品製造が中止となり修繕不可となっている屋内遊具 4 か所を更新する。 2 屋上遊具の撤去及びウッドデッキの更新 屋上に設置されている老朽化した遊具を撤去し、ウッドデッキを更新する。 3 壁及び床材の更新 汚損・劣化が著しい壁及び床材の更新にあたり、天竜材 (FSC 認証材) を使用することで、木材の地産地消を図り、浜松こども館を利用する子どもやその保護者へ浜松の魅力を発信していく。 4 スケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月～12月 遊具等の設計及び制作 ・令和3年1月～ 3月 臨時休館を伴う現場工事 ・令和3年4月 施設再開
<p>【更新遊具】</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>(1) 音の足跡</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>(2) プラネットシアター</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>(3) 電子紙芝居</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>(4) コンビネーション遊具</p>  </div> </div>	

〈新規〉 SNS を活用した若者相談支援事業

こども家庭部青少年育成センター
電話: 457-2418

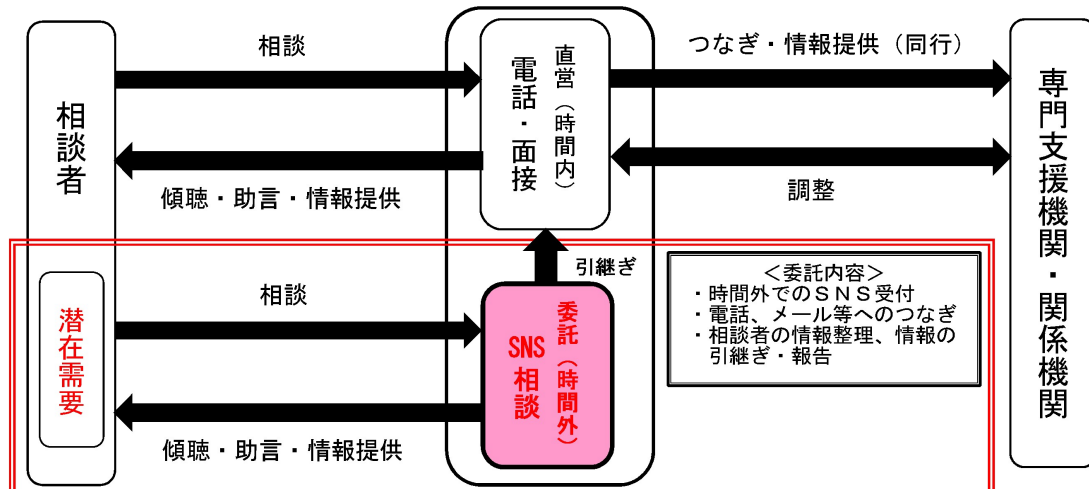
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	7,134	0	0	0	7,134

※子ども・若者サポート事業 7,967 千円の一部

目的	電話相談等に踏み切れない若者への支援のため、若者に多く活用されている SNS を取り入れた相談を夏休みと冬休み期間に合わせて実施することで、若者相談支援窓口「わかば」の相談の充実を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「わかば」への相談対象者として想定する若者（概ね 15 歳～40 歳未満）本人からの相談割合が少ない傾向がある。 ・「わかば」の相談は電話又は面談で受け付けているが、電話相談等に踏み切れない若者への支援に有効と考えられる SNS 等の新世代ツールの活用に対する期待やニーズが高まっている。
事業内容	<p>相談システム会社等との委託契約により、SNS を活用した若者相談を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和 2 年 7 月 27 日（月）～9 月 12 日（土）（41 日） (2) 令和 2 年 12 月 21 日（月）～令和 3 年 1 月 16 日（土）（18 日） ※日・祝、年末年始（令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 1 月 3 日）を除く 2 相談時間 平日・土曜の午後 6 時から午後 10 時 3 対象者 市内に在住又は通学・通勤する概ね 15 歳から 40 歳未満の者及びその家族 4 実施内容 日常生活、不登校、ひきこもり、発達障がい、非行等に関する関係機関の紹介など 5 受付体制 相談員 2 人以上（社会福祉士等の有資格者及び相談事業経験者）

〈SNS 相談事業の仕組みとイメージ図〉



児童福祉施設整備助成事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	71,685	47,790	0	0	23,895

目的	児童養護施設に入所している児童をできる限り良好な家庭的環境で養育するため、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進を図る。
背景	平成30年7月に国から示された乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方の指針を受け、各施設では概ね10年程度で機能転換等を行う計画を進めている。
事業内容	<p>児童養護施設が実施する大舎制の施設のユニット化を図る大規模改修に対する助成</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設 児童養護施設 和光寮 (定員36人) 改修内容 入所児童にとって家庭に近い養育環境とするため、生活単位(ユニット)ごとに、食堂、居間、居室等を整備し、6人×5ユニットに改修する。 事業期間 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月 工事開始 令和4年3月 完成予定

児童養護施設の大規模改修のイメージ

【現状】

大舎制

一つの大きな建物の中に原則相部屋の複数の居室及び共用の食堂、浴室等を配置し、集団生活を送る。家庭的な雰囲気が出しにくい、生活技術を身に着けにくいなど問題点を抱えている。

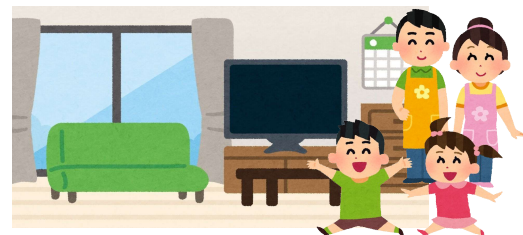


和光寮

【改修後】

ユニット制

定員6人の1ユニットに原則個室、低年齢児は2人部屋の居室を配置。ユニットごとに食堂、居間等を配置。より家庭に近い環境で養育を行う。




〈拡充〉 児童福祉施設専門機能強化助成事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	20,687	7,843	0	0	12,844

目的	児童養護施設等において、専門性を有する職員を配置することにより、施設入所児童のケア体制の充実を図るとともに、施設の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等では、被虐待や慢性的な疾患を抱える児童の入所が増えており、服薬管理や医療機関の受診などの支援が必要となっている。 国からは、施設がこれまで培ってきた子どもの養育の専門性を充実・強化するとともに、地域社会における貴重な資源として在宅家庭や里親への支援などに取り組む必要性が示されている。
事業内容	<p>1 心理療法担当職員加配事業 5,000 千円 国の配置基準を上回る加配職員（心理療法担当職員）の雇用に対する助成 (1) 対象施設 児童養護施設 (2) 補助額 1 施設あたり上限額 5,000 千円</p> <p>2 医療機関等連携強化事業 10,743 千円 医療機関等との連絡調整を担う職員の雇用に対する助成 (1) 対象施設 児童養護施設及び乳児院 (2) 補助額 調整員が看護職員の場合 1 施設あたり上限額 4,962 千円 調整員が看護職員以外の場合 1 施設あたり上限額 1,927 千円</p> <p>3 (新規) 育児指導機能強化事業 4,944 千円 入所している子どもだけでなく、地域の子育て中の家庭等からの相談に応じ、子育てに関する不安を解消するために配置する育児指導担当職員の雇用に対する助成 (1) 対象施設 乳児院 (2) 補助額 1 施設あたり上限額 4,944 千円</p>
	<p>(新規) 育児指導機能強化事業のイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>在宅家庭への支援を充実させるため、保育士等を配置し、面接や宿泊指導、親子レクリエーション、家庭訪問等により育児指導を行い、子育てに関する不安軽減を図る。</p> </div> 

〈新規〉 児童養護施設等体制強化事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	19,790	9,895	0	0	9,895

※児童養護施設等業務改善費助成事業 19,790 千円

目的	児童養護施設等の体制強化及び安定した運営を促進するため、補助職員の配置を促し、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減、就業継続及び離職防止を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等では夜勤や変則勤務等が多く、人材確保が困難であり、正規職員の処遇を改善する必要がある。 被虐待や慢性的な疾患など様々な課題を抱える児童の入所が増えており、正規職員の業務負担増やストレス蓄積の原因となっている。 令和2年度から、国において、補助職員の配置にかかる事業が拡充される。
事業内容	<p>児童指導員等の業務負担軽減につながる補助者を、令和2年度以降に新たに配置した場合の雇用にかかる経費に対して助成する。</p> <p>1 対象施設 児童養護施設3施設、乳児院1施設、自立援助ホーム1施設 計5施設</p> <p>2 補助基準額</p> <p>(1) 指導員等資格取得を目指す者の配置 1人 3,958千円 (資格取得後の施設等への就職を目指す者で、資格取得に必要な期間を上限とする)</p> <p>(2) (1) 以外の補助職員の配置 1施設 3,958千円</p>

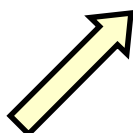
児童養護施設等体制強化事業のイメージ



児童養護施設等



夜勤や変則勤務等によるストレスの蓄積



補助職員等の配置による効果

- ・夜勤勤務の減少
- ・研修参加や休暇取得がしやすくなる
- ・複数配置による心的・身体的負担の軽減

- ①資格取得を目指す者
- ②補助職員

〈拡充〉学習支援事業	こども家庭部子育て支援課
	電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	47,860	23,930	0	0	23,930

目的	ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難を抱える家庭の児童に対し、義務教育期からの学習支援を実施することにより、学習や進学に対する意欲を高め、貧困の連鎖を断ち切る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に実施した生活実態調査の結果、生活困窮群 9.3%のうち約 8 割が身近な場所での学習支援を希望していることが明らかになった。 平成 26 年度から事業を開始し、令和元年度は 17 会場で実施している。
事業内容	<p>1 対象 小学校 4 年生から中学校 3 年生まで</p> <p>2 会場数 21 会場（継続 17 会場、新規 4 会場） 中区 7 会場、東区 3 会場、西区 3 会場、南区 2 会場、北区 2 会場、浜北区 3 会場、天竜区 1 会場の実施事業者をプロポーザル方式により選定 （下線のある区については、公募会場数を増やし選定）</p> <p>3 定員 555 人（継続 435 人、新規 120 人）</p> <p>4 支援内容 （1）学習支援員による週 1 回、2 時間程度の学習支援 （2）（新規）教員 0B や保健師資格者等の生活支援員による相談、生活習慣の形成・改善、家庭・学校以外の大人との関わりによる社会性の育成等につながる支援 （21 会場のうち、10 会場で実施）</p>

《ボランティアによる学習指導の様子》



《区別の設置会場数》

場所	会場数
中区	7
東区	2
西区	3
南区	1
北区	1
浜北区	2
天竜区	1
合計	17

※R2 年度からは、新規 4 会場を加え、21 会場で実施予定

〈拡充〉児童虐待対策の強化

こども家庭部児童相談所
電話: 457-2703

(単位: 千円)

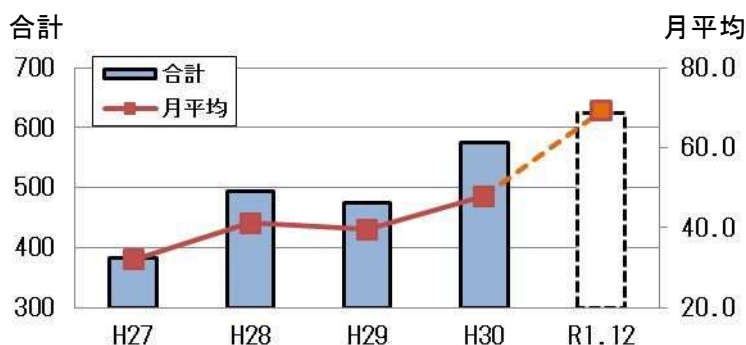
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	6,704	1,479	0	0	5,225

※人件費 庁内弁護士 1,920 千円、一時保護所運営事業 31,662 千円の一部、児童相談所運営経費 29,162 千円の一部の合計

目的	全国的に児童虐待が増加する中、国から児童虐待対策の強化に向けた緊急総合対策が打ち出されたことを受け、対応職員の質と量の増強を図ることで迅速かつ適正な児童相談所業務を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度の児童相談所における児童虐待対応件数は全国で約 16 万件、本市では 575 件となり、いずれも過去最多となった。 児童福祉法や児童虐待防止法等の一部改正により、十分なアセスメントや 48 時間ルールの徹底など、児童虐待への迅速かつ的確な対応が求められている。
事業内容	<p>人員配置と人材育成による専門性向上及び関係機関との連携強化並びに弁護士相談体制の拡充を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 研修による人材育成 4,098 千円 <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の専門性向上のための外部研修への参加 (2) 児童相談所内部研修の実施 (3) (新規) 教育委員会との共同による教職員向け研修の実施 子どもとの関わりが多い教職員の虐待対応能力向上を図る。 (各学校から 1 名程度参加) (拡充) 庁内弁護士の配置 2,006 千円 週 1 回及び月 1 回、午後 1 時～午後 5 時 (R1: 週 1 回、午後 1 時～午後 5 時) (拡充) 臨時法務相談の実施 600 千円 年 15 回、午後 1 時～午後 5 時 (R1: 年 4 回、午後 1 時～午後 3 時)

●虐待対応件数

年度	合計	月平均
H27	384	32.0
H28	494	41.2
H29	474	39.5
H30	575	47.9
R1.12	624	69.3



〈拡充〉 認証保育所助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2118

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	60,984	0	0	0	60,984

目的	認証保育所に対して事業費の助成を行うことにより、保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図る。																																									
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所等へ利用申込みをして保留となった児童が認証保育所を利用する等、認証保育所は待機児童解消の一翼を担っている。 ・ 令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の対象施設であり、職員や利用児童の処遇改善により質の向上を図る必要がある。 																																									
事業内容	<p>認証保育所の保育事業費に対する助成の拡充</p> <p>1 対象施設 認証保育所 I類 6施設 II類 5施設</p> <p>2 補助単価 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">歳児区分</th> <th colspan="2">R1 補助単価</th> <th colspan="2">R2 補助単価</th> <th colspan="2">改定率</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>I類</th> <th>II類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>34,320</td> <td>17,160</td> <td>41,000</td> <td>20,000</td> <td>119%</td> <td>117%</td> </tr> <tr> <td>1,2歳児</td> <td>18,690</td> <td>9,340</td> <td>22,000</td> <td>11,000</td> <td>118%</td> <td>118%</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>9,710</td> <td>4,850</td> <td>12,000</td> <td>6,000</td> <td>124%</td> <td>124%</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>9,710</td> <td>4,850</td> <td>12,000</td> <td>6,000</td> <td>124%</td> <td>124%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公定価格の改定率を参考に補助単価を改定</p>	歳児区分	R1 補助単価		R2 補助単価		改定率		I類	II類	I類	II類	I類	II類	0歳児	34,320	17,160	41,000	20,000	119%	117%	1,2歳児	18,690	9,340	22,000	11,000	118%	118%	3歳児	9,710	4,850	12,000	6,000	124%	124%	4歳児以上	9,710	4,850	12,000	6,000	124%	124%
歳児区分	R1 補助単価		R2 補助単価		改定率																																					
	I類	II類	I類	II類	I類	II類																																				
0歳児	34,320	17,160	41,000	20,000	119%	117%																																				
1,2歳児	18,690	9,340	22,000	11,000	118%	118%																																				
3歳児	9,710	4,850	12,000	6,000	124%	124%																																				
4歳児以上	9,710	4,850	12,000	6,000	124%	124%																																				
	<p>・ 施設数、定員の推移 (各年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="3">施設数 (施設)</th> <th colspan="3">定員 (人)</th> </tr> <tr> <th>R2</th> <th>R1</th> <th>増減</th> <th>R2</th> <th>R1</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認証保育所 I類</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>△1</td> <td>364</td> <td>511</td> <td>△147</td> </tr> <tr> <td>認証保育所 II類</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>△1</td> <td>149</td> <td>161</td> <td>△12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>△2</td> <td>513</td> <td>672</td> <td>△159</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	施設数 (施設)			定員 (人)			R2	R1	増減	R2	R1	増減	認証保育所 I類	6	7	△1	364	511	△147	認証保育所 II類	5	6	△1	149	161	△12	合計	11	13	△2	513	672	△159							
施設種別	施設数 (施設)			定員 (人)																																						
	R2	R1	増減	R2	R1	増減																																				
認証保育所 I類	6	7	△1	364	511	△147																																				
認証保育所 II類	5	6	△1	149	161	△12																																				
合計	11	13	△2	513	672	△159																																				

保育所等利用待機児童の解消

こども家庭部幼児教育・保育課

電話:457-2118

(単位:千円)

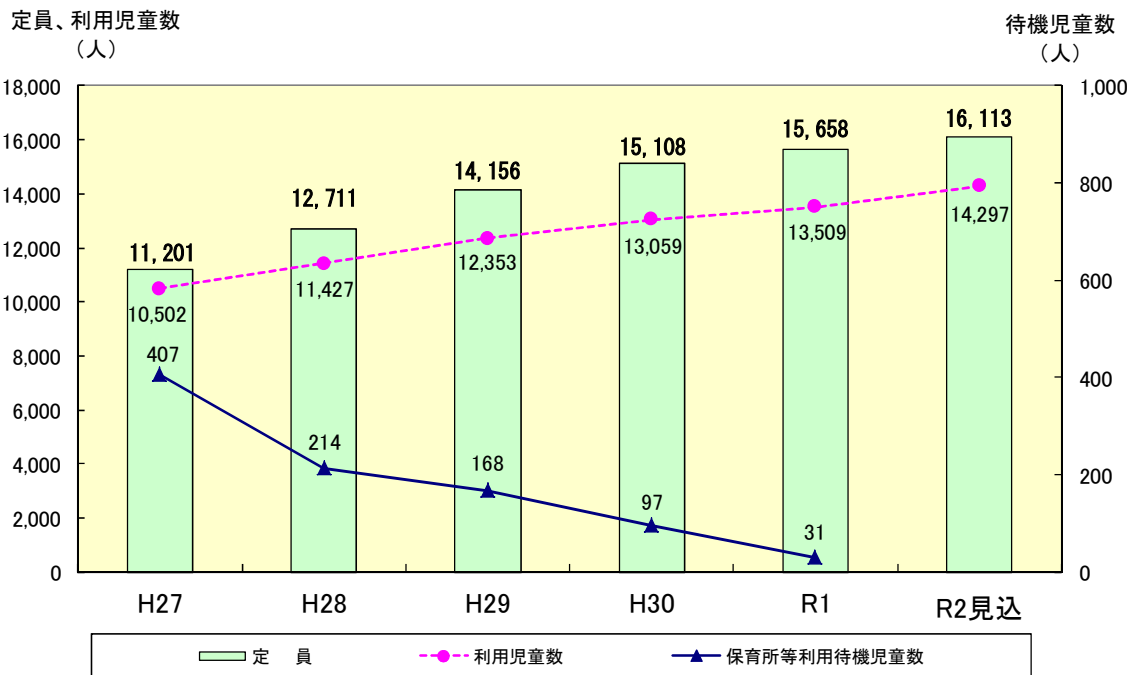
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	子育て・教育	1,215,886	945,698	0	0	270,188

※私立保育所等施設整備費助成事業 864,970 千円、認証保育所利用者助成事業 40,800 千円、私立幼稚園教育振興助成事業 385,649 千円の一部の合計

目的	私立保育所等の創設による定員拡大をはじめとした様々な施策により、保育所等利用待機児童を解消する。																																																												
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進や働き方改革による就労形態の多様化などから保育需要は年々増加。 ・平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は31人。 																																																												
事業内容	<p>1 保育所等の定員数 令和2年度の定員増の見込み 455人 (R1:15,658人→R2:16,113人)</p> <p>(1) 特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所) R2:14,950人 (R1:14,660人) 290人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備による定員増 200人増 (内訳:創設2施設170人増、増改築3施設30人増) ・認証保育所からの移行による定員増 90人増 <p>(2) 特定地域型保育事業所 (小規模保育事業、事業所内保育事業) R2:1,163人 (R1:998人) 165人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設による定員増 91人増 (5施設) ・認可外保育施設からの移行による定員増 19人増 ・既存事業所内保育事業の定員増 55人増 <p>2 待機児童解消の具体的施策</p> <p>(1) 保育所等の整備 私立保育所等施設整備費助成事業 864,970千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 国2/3、市1/12、事業者1/4 ・整備箇所 (令和3年4月開設予定) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">計画地</th> <th>施設種別</th> <th>施設名</th> <th>整備区分</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中区</td> <td>尾張町</td> <td>認定こども園</td> <td>(仮) 浜松中央こども園</td> <td>創設</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>東三方町</td> <td>保育所</td> <td>(仮) ひがしみかた保育園</td> <td>創設</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td rowspan="2">北区</td> <td>三ヶ日町 三ヶ日</td> <td>保育所</td> <td>(仮) チャイルドスクエア 浜松三ヶ日</td> <td>創設</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>都田町</td> <td>保育所</td> <td>(仮) 都田すいすい保育園</td> <td>創設</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浜北区</td> <td>高畑</td> <td>保育所</td> <td>(仮) ヒーローズ浜北保育園</td> <td>創設</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>北区</td> <td>根洗町</td> <td>保育所</td> <td>(仮) 遠州はぐみな保育園</td> <td>創設</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">合計</td> <td>490 増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※No.6は、自主事業</p>						No.	計画地		施設種別	施設名	整備区分	定員(人)	1	中区	尾張町	認定こども園	(仮) 浜松中央こども園	創設	80	2		東三方町	保育所	(仮) ひがしみかた保育園	創設	120	3	北区	三ヶ日町 三ヶ日	保育所	(仮) チャイルドスクエア 浜松三ヶ日	創設	60	4	都田町	保育所	(仮) 都田すいすい保育園	創設	60	5	浜北区	高畑	保育所	(仮) ヒーローズ浜北保育園	創設	110	6	北区	根洗町	保育所	(仮) 遠州はぐみな保育園	創設	60	合計						490 増
No.	計画地		施設種別	施設名	整備区分	定員(人)																																																							
1	中区	尾張町	認定こども園	(仮) 浜松中央こども園	創設	80																																																							
2		東三方町	保育所	(仮) ひがしみかた保育園	創設	120																																																							
3	北区	三ヶ日町 三ヶ日	保育所	(仮) チャイルドスクエア 浜松三ヶ日	創設	60																																																							
4		都田町	保育所	(仮) 都田すいすい保育園	創設	60																																																							
5	浜北区	高畑	保育所	(仮) ヒーローズ浜北保育園	創設	110																																																							
6	北区	根洗町	保育所	(仮) 遠州はぐみな保育園	創設	60																																																							
合計						490 増																																																							

- (2) 認証保育所の利用者に対する助成
 認証保育所利用者助成事業 40,800 千円 (11 施設、延 2,040 人)
 - ・ 0 歳児～2 歳児の利用者負担に対する補助金
- (3) 私立幼稚園等が実施する幼稚園型一時預かり事業等の推進
 私立幼稚園教育振興助成事業の一部 310,116 千円
 - ・ 幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等 59 園に対する補助金
 - ・ 預かり保育を実施する私立幼稚園 38 園に対する補助金
- (4) 市立幼稚園における幼稚園型一時預かり事業の実施
 - ・ 市立幼稚園 23 園において、降園後 16 時 30 分まで実施
 - ・ 早朝預かりや 16 時 30 分以降の預かりは、幼稚園ごとの保護者ニーズや職員配置等を踏まえて実施

浜松市の保育施設定員・利用児童数・保育所等利用待機児童数の推移



《風の子こども園 H31. 4. 1 開設》



《児童の様子》



〈新規〉介護職員奨学金返済支援事業

健康福祉部介護保険課
電話: 457-2862

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	10,800	0	0	0	10,800

※介護人材確保対策事業 27,616 千円の一部

目的	貸与型奨学金の返済を抱える介護職員に対する返済支援により、介護分野への就職を促し、新たな介護サービス提供人材の掘り起こしを図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員の給与水準の低さから、介護分野への就職は敬遠されがちであり、慢性的な人材不足が継続している。 ・ 要介護者の急増が見込まれる令和 5 年以降において、職員自身の家族介護を理由とした離職も想定され、介護分野のさらなる労働人口減少への対策を講じる必要がある。
事業内容	<p>常勤の介護職員として市内介護サービス事業所に就職した者が、在学中に奨学金貸与を受け、働きながら返済する場合の返済額を一部助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者（以下の要件をすべて満たす者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年 4 月 1 日時点で市内介護サービス事業所就職後 3 年未満の常勤介護職員 ・ 本人が奨学金を返済している者 2 補助期間 介護職員として勤務している期間（最長 3 年間） 3 補助額 上限 360 千円/年（上限 30 千円/月（月額返済額の 1/2）× 12 か月） 4 対象となる奨学金 日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、地方公共団体又は学校等の奨学金、その他市長が認める奨学金 ※教育ローンは対象外



介護サービス提供基盤整備費助成事業

健康福祉部介護保険課
電話:457-2787

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	97,404	97,404	0	0	0

目的	認知症の要介護・要支援者の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の高齢者一人に対して利用定員が少ない地域に、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるためのグループホームの整備が必要である。 ・ 第7期浜松市介護保険事業計画のグループホーム整備計画により、令和2年度は和合圏域及び於呂圏域に各1事業所、計36床を整備する。
事業内容	<p>市が採択した整備事業者に対し、施設整備・開設準備の補助金を交付する。</p> <p>1 グループホーム整備事業 97,404千円 (1) 整備件数 2事業所(36床) ア グループホーム(和合圏域) 1事業所18床 48,702千円(施設整備33,600千円、開設準備15,102千円) イ グループホーム(於呂圏域) 1事業所18床 48,702千円(施設整備33,600千円、開設準備15,102千円) (2) 補助単価 ア 施設整備(新たな施設の整備に必要な工事費等) 33,600千円/施設 イ 開設準備(新たな施設の開設準備に必要な備品購入費等) 839千円/人</p> <p>2 財源 県10/10 県の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を活用</p>



グループホームのイメージ

グループホームは、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする介護サービスです。

〈新規〉若年がん患者等支援事業

健康福祉部健康医療課
電話:453-6178

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	11,928	0	0	0	11,928

※がん対策推進事業 14,041 千円の一部

目的	がんになっても安心して暮らせる地域社会を構築するため、妊孕(にんよう)性温存治療に必要な経費等を助成し、若年がん患者等の生活の質の向上を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者は、治療による卵巣や精巣等の生殖機能不全により、治療後、子どもを持つことが困難になる場合がある。 ・がん患者が治療により脱毛した場合のウィッグ、乳房切除を余儀なくされた場合の乳房補整具など外見の変化に対するケアの重要性が高まっている。 ・40歳未満の末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度が適用されない。
事業内容	<p>1 若年がん患者妊孕性温存治療支援事業補助金 (対象年齢: 40歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精子の採取凍結保存 補助率 1/2 補助上限額 20,000 円 ・卵子、卵巣組織の採取凍結保存など 補助率 1/2 補助上限額 400,000 円 <p>2 がん患者医療用補整具購入支援事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療用ウィッグ 補助率 1/2 補助上限額 20,000 円 ・乳房補整具 補整下着 補助率 1/2 補助上限額 20,000 円 ・人工乳房 補助率 1/2 補助上限額 100,000 円 <p>3 小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金 (対象年齢: 40歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス(月) 補助率 9/10 補助上限額 45,000 円 ・福祉用具貸与(月) 補助率 9/10 補助上限額 27,000 円 ・福祉用具購入(一人当たり) 補助率 9/10 補助上限額 45,000 円
<p>【妊孕(にんよう)性温存治療支援事業補助金の申請手続き(イメージ)】</p> <pre> graph LR A[医療機関] -- ① 受診(がん、妊孕性温存) --> B[申請者(患者)] B -- ② 申請 --> C[浜松市] C -- ③ 補助金の支給 --> B B -- ④ 受診(がん、妊孕性温存) --> A </pre>	
<p>妊孕性温存治療とは</p> <p>生殖機能が低下する又は失う可能性のあるがん治療に関して精子、卵子又は卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のことをいう。</p>	

〈新規〉県西部ドクターヘリ格納庫整備事業

健康福祉部健康医療課
電話: 453-6178

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	25,321	0	0	0	25,321

※救急医療推進事業 25,344 千円の一部

目的	県西部ドクターヘリを運航する救命救急センターの開設者(聖隷福祉事業団)に対して、施設整備に要する補助金を交付することにより、地域住民の救急医療体制を確保する。
背景	平成26年度から平成30年度において県西部ドクターヘリの本市への平均年間出動回数は226回であり全体の47%を占める。
事業内容	<p>県西部ドクターヘリ格納庫整備事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象者 (社福) 聖隷福祉事業団</p> <p>2 補助対象経費 格納庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>3 補助限度額 25,321 千円</p>

県西部ドクターヘリ格納庫整備予定地



〈新規〉安否確認システム導入事業

健康福祉部健康医療課
電話:453-6178

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	924	0	0	0	924

※災害時医療救護対策推進事業 23,991千円の一部

目的	災害時における保健医療等に関する情報の収集・伝達手法を確立し、実効性のある医療救護体制を構築するため、安否確認システムを導入する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には応急救護所への参集要請等、医療関係者への個別指示が必要であるが、電話以外の情報伝達手法が確立されていない。 ・災害時、保健医療ニーズ等に関する情報を口頭伝達や手作業により収集・集計するには、膨大な時間が必要になる。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否確認システムの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難所等の状況把握 ・医療関係者への安否確認及び参集要請 ・医療的ケア児・者の安否情報の把握 ・当該情報の福祉避難所等への提供 2 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所、救護所、福祉避難所等 (約 500 施設) ・診療所、歯科診療所、薬局等 (約 1,100 施設) ・医療的ケア児・者 (約 300 人) 等 3 自動集計できるもの <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の受け入れ可能者数 (施設単位) ・参集可能な医療関係者数 (救護所単位) ・支援を必要とする医療的ケア児・者数 (区単位)
安否確認システムの運用例 (救護所への参集要請時)	
<p style="text-align: center;">安否確認システム</p> <p>① 医療従事者の安否確認 (自動配信メール) ② 傷病者がいた場合、参集要請</p> <pre> graph TD A[浜松市] -- "① 医療従事者の安否確認 (自動配信メール)" --> B[医療関係者等] A -- "② 傷病者がいた場合、参集要請" --> B A -- "傷病者の有無を確認" --> C[地区防災班員] B -- "参集" --> D[応急救護所] C -- "参集" --> D D -- "参集" --> A </pre>	

(単位：千円)

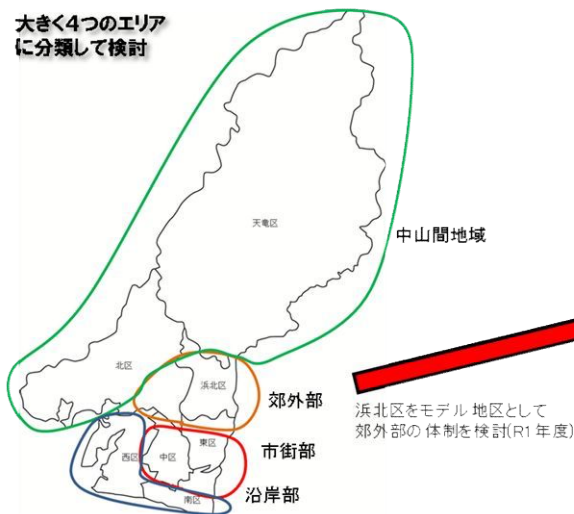
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	500	0	0	0	500

※災害時医療救護対策推進事業 23,991 千円の一部

目的	大規模災害発生時における医療救護活動を効率化するため、病院前救護所の設置及び運営に必要な資器材の管理運用を見直すことで、郊外部の体制を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 4 月に改訂された静岡県医療救護計画において、地域の実情に応じた救護所の設置運営を行うよう方針が見直されたことを受け、浜北区内の病院前救護所体制への移行及び医療資器材の流通在庫管理について検討を進めてきた。 令和元年度中に病院前救護体制及び医薬品等の流通管理について浜松赤十字病院と災害協定を締結する予定である。
事業内容	<p>1 病院前救護所体制への移行 発災後早期は、浜松赤十字病院に負傷者が殺到することが想定されるため、浜北区内 7 か所の応急救護所の医療資源（人、資器材）を浜松赤十字病院前に集約し、病院前救護所を開設する。</p> <p>2 医療資器材の流通在庫方式の採用 浜松赤十字病院は、協定に基づき医薬品及び滅菌が必要な医療資器材の管理更新業務を行うとともに、市は管理更新業務にかかる費用を負担する。</p>

地域特性に応じた医療救護体制の検討

大きく4つのエリア
に分類して検討



〈新規〉クラウドソーシングを活用したひきこもり者の働く場の創出

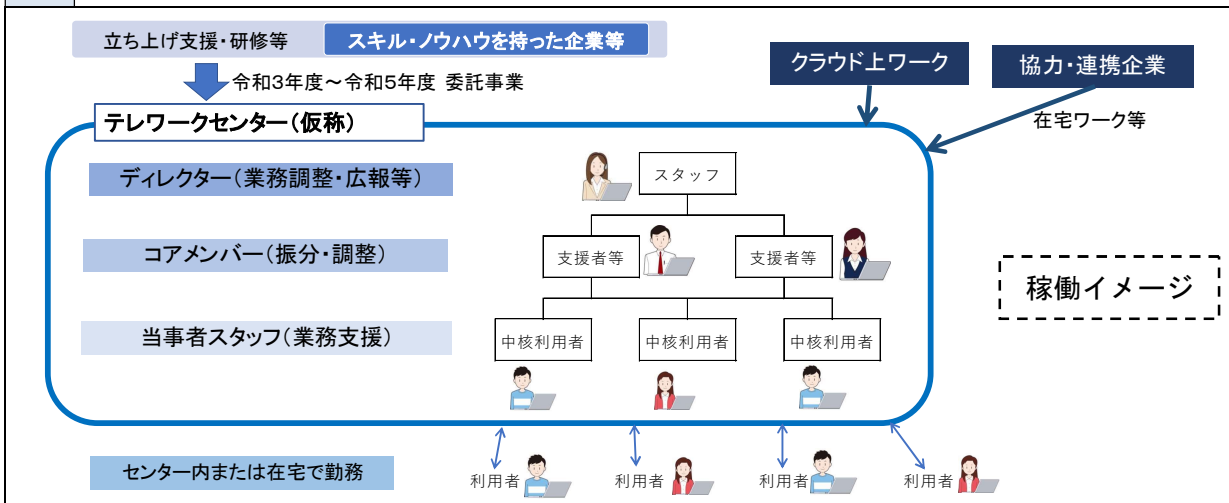
健康福祉部精神保健福祉センター
電話：457-2709

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	6,746	0	0	0	6,746

※精神保健福祉推進事業 13,717 千円、ひきこもり対策推進事業 27,585 千円の一部の合計
 ※債務負担行為 事項：相談管理情報システム保守業務委託費 期間：令和7年度まで
 限度額：2,574 千円

目的	ひきこもりの問題をもつ当事者の社会参加を促進するため、当事者の特性を活かした働き方の可能性を調査・研究し、クラウドソーシング※の活用を検討する。 ※インターネット上で不特定多数の人材に業務内容等を提示し、仕事を発注する手法	
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月、NPO法人との官民協働運営で「浜松市ひきこもり地域支援センター」を開設した。 就労に向かう利用者は増加しているが、より働きやすい環境を整える必要がある。 	
事業内容	1 クラウドソーシングを活用した働く場の創出 スキルを持った個人と人手が必要な企業等のマッチングサービスを行っている企業と連携し、ひきこもり者が働くことのできる機会を創出する。	
	2 相談管理情報システムの導入 相談記録・相談台帳情報の管理において、将来的にテキストマイニング※等人工知能の活用が可能な相談支援システムを構築し、分析結果を基に、より効果的な支援方針を立てることを目指す。 ※大量の文字情報を分析し、有用な情報を抽出する技術	
	3 事業スケジュール（予定）	
	年度	事業内容
	令和2年度	連携形態実態調査等 連携先行市視察
令和3年度	モデル事業開始年	・中核人材養成（ディレクター、コアメンバー） ・クラウドソーシングについてのセミナー開催 等
令和5年度	モデル事業最終年	
令和6年度	本格稼働	ひきこもりテレワークセンター（仮称）設置 等



〈新規〉姉妹校との国際交流事業

健康福祉部看護専門学校
電話: 455-0891

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,161	0	0	0	1,161

※学校管理運営事業 68,976 千円の一部

目的	実践的な国際交流活動を通じて、看護学生の語学力の向上及び国際的な視野の拡大を図り、国際化する地域の保健・医療・福祉に貢献できる人材を育成する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の高度化や国際化の進展など看護を取り巻く環境は変化しており、未来を担う看護師にとって、先進的な医学や看護学を学ぶには英語力が不可欠となっている。 ・英語力の向上に有効な手段の一つとして、国際交流を通じ、双方向で看護の現場を学びあう機会を持つため、令和元年11月、米国のウエストバージニア大学と姉妹校提携を結んだ。
事業内容	<p>ウエストバージニア大学との姉妹校提携に基づき、短期留学の実施及び受入れを行う。</p> <p>1 ウェストバージニア大学への短期留学</p> <p>(1) 参加者 市立看護専門学校の学生5名程度</p> <p>(2) 時期 令和3年3月予定</p> <p>(3) 期間 1週間程度</p> <p>2 ウェストバージニア大学からの短期留学受入れ</p> <p>(1) 参加者 ウェストバージニア大学の学生5名程度</p> <p>(2) 時期 令和2年9月予定</p> <p>(3) 期間 1週間程度</p>



令和元年11月姉妹校提携締結



看護専門学校

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	安全・安心・ 快適	1,241,582	0	0	1,228,000	13,582

目的	将来の火葬体数の増加に対応し、安定した火葬体制を維持するため、浜北斎場を拡張する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 火葬体数は年々増加し、令和22年にピークと見込まれる。 平成28年2月に策定した「斎場再編・整備方針」に基づき、浜北斎場は現敷地内へ火葬炉基数を4基から9基へ5基増設することとしており、平成30年度に既存建物内へ1基増設した。
事業内容	<p>1 拡張施設の内容</p> <p>(1) 施設規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建て</p> <p>(2) 延べ面積 1,894.21㎡</p> <p>(3) 主な諸室 火葬炉室（火葬炉4基）、機械室、待合室（5室）、告別兼拾骨室（2室）、授乳室、更衣室、多目的トイレ、ホール等</p> <p>(4) 進捗状況 法面の整備が完了し、現建物への増築工事中</p> <p>2 工事完成予定日 令和3年2月26日</p>



拡張後のイメージパース（外観）

〈新規〉 ロタウイルスワクチン予防接種の定期接種化

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	94,031	0	0	0	94,031

※母子予防接種事業 1,758,078 千円の一部

目的	子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ロタウイルスワクチンは、予防接種法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月17日付で公布（令和2年10月1日施行）されることに伴い、同年10月1日から定期予防接種化される。 ・ロタウイルス（胃腸炎）の主な感染経路は人と人との間で起こる糞口感染であり、感染力が高く感染予防は極めて難しいとされている。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>予防接種法第2条で規定される「A類疾病」にロタウイルス感染症が追加される。 ※現在の「A類疾病」 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎</p> <p>2 公費助成の内容</p> <p>(1) 対象者 令和2年8月1日以降に出生した1歳未満児（自己負担額：無料）。</p> <p>(2) 接種方法 原則として、以下のいずれか同一製剤で接種（経口）を完了すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロタリックス：2回接種（接種時期：生後6週から生後24週まで） ・ロタテック：3回接種（接種時期：生後6週から生後34週まで）



診療所（病院）での個別接種



ロタウイルスワクチンを経口接種

〈新規〉浜松ウエルネスプロジェクト

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	2,101	0	0	0	2,101

※健康づくり推進事業 7,755 千円の一部

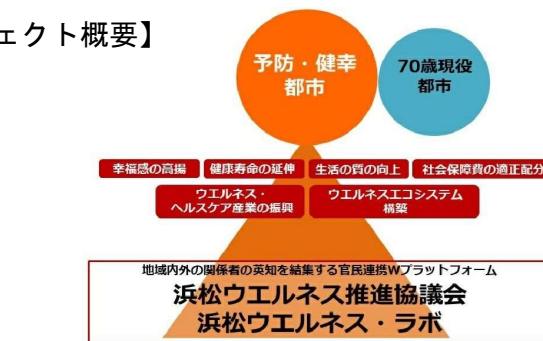
目的	「予防・健幸都市」の実現に向け、関連団体や地域内外の企業等と共に市民の疾病・重症化予防、健康づくり及びウエルネス・ヘルスケア産業の振興等に取り組む。																
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、全世代型社会保障改革の一環として、「疾病・介護の予防」や「健康づくり」を強化する方針を示すとともに、ヘルスケア領域を成長産業に位置付けている。 ・市は、3期連続健康寿命第1位の継続及び「70歳現役都市宣言」により、市民の健康づくりに一層積極的に取り組むこととしている。また、ヘルスケアを含む健康・医療分野を重点的成長産業分野に位置付けている。 																
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松ウエルネスプロジェクトでは、「予防・健幸都市」の実現に向け、「浜松ウエルネス推進協議会」と「浜松ウエルネス・ラボ」の2つの官民連携組織を設置する。 ・「浜松ウエルネス推進協議会」は、地域の推進組織として、市が運営費を負担し事務局を務める。 ・「浜松ウエルネス・ラボ」は、地域外企業を中心に様々なヘルスケアサービスの社会実証を実施する組織として、民間企業が費用を負担し事務局を務める。 																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>浜松ウエルネス推進協議会</th> <th>浜松ウエルネス・ラボ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成団体</td> <td>市（健康福祉部、産業部）、地域企業、医療機関、大学・研究機関、金融機関等</td> <td>市（健康福祉部）、地域外企業、医療機関、大学・研究機関等</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業への協力・成果還元 ・健康経営の推進及び啓発 ・ウエルネス産業の振興 ・関連団体の連携体制の強化 等 </td> <td>官民連携社会実証事業の実施</td> </tr> <tr> <td>運営費</td> <td>市費</td> <td>民間資金</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>市</td> <td>民間企業</td> </tr> </tbody> </table>		浜松ウエルネス推進協議会	浜松ウエルネス・ラボ	構成団体	市（健康福祉部、産業部）、地域企業、医療機関、大学・研究機関、金融機関等	市（健康福祉部）、地域外企業、医療機関、大学・研究機関等	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業への協力・成果還元 ・健康経営の推進及び啓発 ・ウエルネス産業の振興 ・関連団体の連携体制の強化 等 	官民連携社会実証事業の実施	運営費	市費	民間資金	事務局	市	民間企業
		浜松ウエルネス推進協議会	浜松ウエルネス・ラボ														
	構成団体	市（健康福祉部、産業部）、地域企業、医療機関、大学・研究機関、金融機関等	市（健康福祉部）、地域外企業、医療機関、大学・研究機関等														
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業への協力・成果還元 ・健康経営の推進及び啓発 ・ウエルネス産業の振興 ・関連団体の連携体制の強化 等 	官民連携社会実証事業の実施														
	運営費	市費	民間資金														
事務局	市	民間企業															

【浜松ウエルネスプロジェクト概要】

目指す都市像

目的

課題



生活習慣病対策、超高齢社会対応（介護対策）、
社会保障費（医療費等）の適正配分、成長産業の育成等